

第18章 資金調達

進出日系企業へのヒアリングによると、日系企業の主な資金調達手段として、長期資金は日本の親会社から借入を行う親子ローンが一般的であるが、短期資金については親会社の保証をもとにした現地邦銀からの借入を行っている会社も多い。地場銀行との取引については、代金の回収支払い及び給与の支払いのための活用にとまっている。

1. 国内での資金調達

従来、地場銀行からチャット建てで融資を受けるためには、原則として、現地不動産等の担保を供する必要があるが、そもそも外国企業には不動産所有が認められていなかったため、外国企業がミャンマーの民間銀行から資金を調達するのは不可能であった。しかし、2017年に日本のメガバンク3行を含む外国銀行13行に支店設立の許可が付与され、当該支店からの資金調達が可能となった。

2. 海外からの資金調達

海外から借入する場合、借入前に、ミャンマー中央銀行から承認を得る必要がある。2016年7月に公表された手続の概要は以下の通りである。

図表 18-1 中央銀行により開示された海外からの借入れに関する承認手続きの審査事項の一部

No	審査事項
1	融資対象事業が資本金 50 万ドル以上の規模か否か。
2	融資先が経常的な外貨収入を有する事業を営んでいるか否か。
3	経常的な外貨収入がない場合、外貨借入れの返済がミャンマー国内の利益のみで賄えるか否か、および為替レートの変動に伴うリスクに対する施策を行っているか否か。
4	MIC 許可において認められた資本金額の 80%以上が払込み済か否か。
5	負債と資本の比率が 1:4 から 1:3 の範囲に収まるか否か。
6	貸出し期間が中長期か否か。

(出所) ジェトロホームページより作成

上記概要に従ってミャンマー中央銀行から借入の事前承認を得た場合、元本や利息支払いのため外貨を送金する際は、再度ミャンマー中央銀行の承認を得る必要はない。

3. 証券・債券市場からの資金調達

2015 年 12 月、ミャンマー初の証券取引所となるヤンゴン証券取引所が開設された。ヤンゴン証券取引所は、日本政府や日本取引所グループ、大和総研グループ等の官民が、制度作りやシステム導入を全面的に支援したことで生まれた。2018 年 7 月時点において、上場企業は 5 社（First Myanmar Investment、Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public、Myanmar Citizens Bank、First Private Bank、TMH Telecom Public）であり、今後株式市場を通じた資金調達の活性化が期待されている。他方、ミャンマーでは証券取引が始まったばかりで、日系企業が資金調達的手段にできるほど市場は成熟していないため、同国における資金調達は、引き続き間接金融が主になると考えられる。